

新整備士制度に関する登録学科試験の注意事項

令和9年1月1日より、一部改正された自動車整備士技能検定規則が施行され、下記の通り整備士の種類が変更となります。また、それに伴い当振興会で実施しております自動車整備士講習は、**令和8年10月から新自動車整備士制度に基づいて講習を実施することとなりますので、今後実施される登録試験の受験についてはご注意願います。**

(登録試験の学科試験および同一種類の実技試験に合格すると、国土交通省の行う検定試験が免除され、申請を行うことでそれに対応した自動車整備士資格を取得することができます。)

・自動車整備士の種類は以下のように変更され、令和9年3月の登録試験(学科)から新試験が開始される予定です。(1級は令和10年3月から開始)

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)		自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級大型自動車整備士(※)	➤	一級自動車整備士(総合)(※)
	一級小型自動車整備士(※)		一級自動車整備士(二輪)
	一級二輪自動車整備士		
二級	二級ガソリン自動車整備士	➤	二級自動車整備士(総合)(※)
	二級ジーゼル自動車整備士		二級自動車整備士(二輪)
	二級自動車シャシ整備士		
	二級二輪自動車整備士		
三級	三級自動車シャシ整備士	➤	三級自動車整備士(総合)
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士		三級自動車整備士(二輪)
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士		
	三級二輪自動車整備士		
特殊	自動車タイヤ整備士	➤	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士		自動車電気・電子制御装置整備士(※)
	自動車車体整備士		自動車車体・電子制御装置整備士(※)

- ・現行の学科試験…現行制度における実技試験免除期間内の者がなくなり次第、原則終了します。
- ・現行の実技試験…実技試験受験資格を有する者がなくなり次第、原則終了します。

△ 受験に関する注意事項 △

自動車整備士資格を取得するために、現行制度の学科試験に合格した場合は、現行の整備士制度の講習(現行の養成課程)を修了(卒業)し、**実技試験を免除する必要があります。**

実技試験の免除は、修了(卒業)した整備士講習の種類に発生します。

- (例) 二級ガソリン自動車整備士講習修了者→二級ガソリン自動車整備士の実技試験免除
 二級自動車整備士(総合)講習修了者→二級自動車整備士(総合)の実技試験免除

※当振興会で実施している整備士養成講習は、令和8年10月からは新自動車整備士制度に基づいて三級自動車整備士(総合)、二級自動車整備士(総合)講習を実施する予定となっております。今後、現行の整備士制度の講習を実施する予定はありませんので、受験する登録試験の種類にはご注意ください。

その他詳細、ご不明点等があれば整備振興会教育部 (tel 076-239-4001) までお問い合わせください。